

神原中学校 PTCA 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、神原中学校 PTCA と称し、事務局を神原中学校に置く。
（那覇市樋川2丁目8番1号）

第2条（目的）

本会は、生徒の健全育成と学力向上を図るため、会員及び地域の方々が一体となり、協力していくこと。併せて会員の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条（方針）

この会は前記目的を果たすために活動する、社会教育法に基づく任意の社会教育団体であり、次の方針に従って活動する。

- 1、 会は営利を目的とせず、特定の政党や宗教に偏ることなく、その活動は会に賛同する会員資格のある人々の自由意志による参加によって運営される。
- 2、 会は会員一人一人が自由に主体的に関われるよう常に運営を工夫しなければならない。
- 3、 会の活動はその目的に沿って、全在校生に寄与するものである。
- 4、 生徒の福祉の増進のため、活動への理解を周知し、出来る限り会員資格のある全ての人々に加入していただけるよう努力する。

第4条（会員）

本会の会員になることの出来る者は、会に賛同し入会を希望する、次の者をもって構成する。

- 1、 神原中学校に在籍する生徒の保護者
- 2、 神原中学校の教職員
- 3、 この会に賛同する者

第5条（活動）

本会は、その目的を達成するために次の活動を行う。

- 1、 学校教育の振興、教育環境の整備に関すること
- 2、 社会教育、家庭教育の振興に関すること
- 3、 生徒の健全育成、安全に関すること

- 4、生徒、会員相互の福祉と親睦の促進
- 5、関係機関、団体との連携の促進
- 6、その他、本会の目的を達成するために必要なこと

第2章 役員

第6条（役員）

本会に次の役員を置く

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1、会長 | 1名 |
| 2、副会長 | 3名（但し、必要ある場合は増員できる） |
| 3、参与 | 1名（学校長） |
| 4、幹事 | 2名（教頭、教務主任） |
| 5、監査役 | 2名（但し、必要ある場合は増員できる） |
| 6、顧問 | 若干名（但し、地域の方からも専任する） |
| 7、専門委員長 | 1名 |
| 8、専門副委員長 | 若干名 |
| 9、学年委員長 | 1名 |
| 10、学年副委員長 | 若干名 |

第7条（役員選出）

本会の役員の選出は次のとおりとする。なお、役員選考委員会の運営方法に関しては別に規程にて定める。

- 1、会長および副会長、監査役は、役員選考委員会で選出、選考し、評議員会および総会で承認を得るものとする。
- 2、監査役は、他の役員をかねることは出来ない。
- 3、顧問は、会長の諮問機関とし、会長が委嘱する。但し、評議員会において承認を得、総会に報告するものとする。
- 4、専門正副委員長、学年正副委員長は役員選考委員会もしくは評議員会によって選出、承認される。

第8条（任期）

本会の役員の任期は1年とし、再任を防げない。

第9条（役員の解任）

役員が次の各号に該当するときは、評議員会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1、心身の故障のため職務に堪えないと認められるとき
- 2、職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき

第10条（役員の任務）

本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はその職務代行する。副会長は書記を兼務する。
- 3、監査役は、本会の会計を監査し、その結果を評議員会・総会において報告する。
- 4、幹事は、会長の求めに応じて会務に必要な調整を図る
- 5、顧問は、会長の諮問に応じて各集会に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 6、参与は各集会に参加し、意見を述べ、指導助言をすることができる。
- 7、専門委員長、副委員長、学年委員長、学年副委員長は、委員会の活動を統括する

第3章 会 議

第11条（会議）

本会の集会は、総会・評議員会・運営委員会・専門委員会・特別委員会・学年委員会とする。

第12条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、年度始めに年1回開催とする。

但し、評議員会の決議および会長が認める場合は臨時に開催する事ができる。

総会の審議決定事項は次のとおりとする。

また、議事の進行は教職員から1名、PTCA会員から1名選出し行う事とする。なお会長が必要を認めた場合、書面または電磁的記録による審議の上、決議することができる。

- 1、予算・決算の承認
- 2、活動計画・活動報告の承認
- 3、会則の制定および改廃の承認
- 4、会長・副会長・監査役選出の承認
- 5、その他評議員会において重要事項と認めた事項

第15条（評議員会）

- 1、評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて招集する。
- 2、緊急の場合は、総会を代理する。この場合は次の総会に報告する。
- 3、評議員会は、次の者をもって構成する。
 - 1) 会長・副会長
 - 2) 学年委員長・学年副委員長・専門委員長・専門副委員長
 - 3) 学年主任
 - 4) 生徒指導主事
 - 5) 参与
 - 6) 幹事
 - 7) 顧問

- 4、評議員会は、次の事項を審議する
 - 1) 会長・副会長および監査役人事案の承認
 - 2) 総会に提案する事項
 - 3) 総会において委任された事項
 - 4) 規定、細則、要項の改廃
 - 5) その他必要な事項

第16条（運営委員会）

- 1、運営委員会は、執行機関であり、原則として定期開催と、会長が必要と認めたときに招集する。
- 2、運営委員会は、次の者をもって構成する。
 - 1) 会長・副会長
 - 2) 学年委員長・学年副委員長
 - 3) 学年主任
 - 4) 専門委員長・専門副委員長（保護者・教職員）
 - 5) 生徒指導主事
 - 6) 参与
 - 7) 幹事
 - 8) 書記会計（PTCA 事務）
- 3、運営委員会は下記の事項について処理する
 - 1) 活動計画の実施と連絡調整
 - 2) 評議員会への提出案件の作成
 - 3) 予算の執行
 - 4) 総会および評議員会の決議事項の処理
 - 5) その他必要な事項

第17条（専門委員会）

各専門委員会は、専門委員と教職員で構成し、委員は必要に応じて委員長が招集する。

各専門委員会は、事業計画の策定、予算の要求を行い、他の委員会との連携を図り、協力しながら活動する。

本会は、目的を達するため、次の専門委員会を置く。

- 1、総務委員会
 - 1) 総会、評議員会、運営委員会の運営調整
 - 2) 各委員会の連絡調整に関する事
 - 3) 他の委員会に属しない事項に関する事
 - 4) 庶務的、渉外的な事項に関する事
 - 5) 他団体との連携に関する事
- 2、学力向上推進委員会
 - 1) 生徒の学力向上に関する事
 - 2) 進路指導に関する事

- 3) 学校図書館の充実に関する事
- 4) 会員相互の向上に関する事
- 5) 講演会、他団体との交流に関する事
- 6) 家庭教育の振興に関する事
- 3、保健体育委員会
 - 1) 生徒の保健・安全に関する事
 - 2) 体力・体位向上に関する事
 - 3) 運動会および各種競技に関する事
 - 4) 会員相互の親睦とレクリエーションに関する事
- 4、広報委員会
 - 1) PTA 新聞の編集
 - 2) 各種広報活動に関する事
 - 3) コミュニケーションの確立に関する事
- 5、環境整備委員会
 - 1) 学習環境の整備に関する事
 - 2) 校内の緑化と美化活動に関する事
 - 3) 環境の安全対策に関する事
- 6、健全育成委員会
 - 1) 青少年健全育成に関する事
 - 2) 交通安全・水難事故防止に関する事
 - 3) 家庭・学校・地域の連携に関する事
 - 4) 部活動育成父母会に関する事

第18条（学年委員会）

学年委員会は、学年お世話係および学年所属職員をもって組織し、必要に応じて、委員長が招集する。

学年委員会は、学級および学年から提出された事項について、審議する。

学年委員会は生徒の学年委員会と連携し、積極的に生徒の参画を促すこと。

第19条（特別委員会）

会長は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

1、防犯安全特別委員会

防犯委員会は、会長が必要に応じて役員を招集し、下記の事項に関して審議し処理する。当面 PTCA 会長が委員長を兼務し、必要予算は予備費から拠出するものとする。

- 1) 校内外における防犯対策に関する事
- 2) 生徒への防犯教育に関する事
- 3) 家庭・学校・地域との防犯に関する情報共有に関する事

2、防災特別委員会

防災委員会は、会長が必要に応じて役員を招集し、下記の事項に関して審議し処理する。当面 PTCA 会長が委員長を兼務し、必要予算は予備費から拠出するものとする。

- 1) 校内外における防災対策に関すること
- 2) 生徒への防災教育に関すること
- 3) 家庭・学校・地域との防災に関する情報共有に関すること

第20条（議決）

この章に定める会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時には議長の決するところによる。

第4章 会 計

第21条（経費）

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。但し、本会の役員選出で監査役並びに顧問が本校生徒の保護者や教職員以外の場合に限り会費については免除とする。

第22条（特別会計）

本会は必要に応じて特別会計を置くことができる。

特別会計はそれぞれ別に定める規定に基づいて運用する。

- 1、創立70周年積立予算

第23条（決算）

本会の収支決算は監査役の監査を受けなければならない。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条（帳簿）

本会に次の帳簿を備える。

- 1、会則
- 2、会員名簿
- 3、役員ならびに評議員名簿
- 4、会計簿
- 5、証書類
- 6、記録簿
- 7、文書綴り

第28条（会計事務職員）

本会は、その事務を司る事務職員を1名置く。事務職員には手当を支給する。

（附則）この会則は昭和43年6月16日から執行する。

昭和 53 年 5 月 25 日に一部改正

昭和 54 年 5 月 19 日に一部改正

昭和 57 年 5 月 29 日に一部改正

昭和 59 年 5 月 26 日に一部改正

昭和 63 年 6 月 4 日に一部改正

平成 10 年 5 月 28 日に一部改正

平成 15 年 6 月 4 日に一部改正

平成 10 年 5 月 28 日に一部改正

平成 18 年 5 月 26 日に一部改正

平成 19 年 5 月 30 日に一部改正

平成 20 年 5 月 30 日に一部改正

平成 21 年 5 月 22 日に一部改正

平成 24 年 5 月 16 日に一部改正

平成 30 年 5 月 26 日に一部改正

令和 2 年 6 月 1 日に一部改正

令和 5 年 5 月 22 日に一部改正